

墨田区介護保険事業運営協議会所掌事項

所掌事項	(1) 墨田区高齢者福祉総合計画及び介護保険事業計画の推進、評価及び改定に関すること。
検討事項	<p>① 事業計画の達成状況の点検及び評価 各年度ごとの実績に基づき、高齢者福祉総合計画の達成状況とともに要介護高齢者の数、サービスの種類別の利用状況居宅サービスと施設サービスの割合等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ評価する。</p> <p>② 事業計画の改定に関する検討 事業計画の見直しを3年ごとに行うため、高齢者福祉事業、介護サービスの認定及び給付の実績、第1号被保険者の保険料額など、計画の改定に備えて必要な検討を行う。</p>
検討方法	運営協議会（全体会）年4回程度開催予定
所掌事項	(2) 高齢者福祉事業及び介護保険サービスの向上に関すること。
検討事項	<p>① サービス評価に関する検討 高齢者福祉・介護サービスが、利用者に対して適切に提供されているか評価し点検する。</p> <p>② 苦情の調査・再発防止等のための検討 区や高齢者支援総合センターでは、介護保険制度、認定結果、契約やサービスに関係する不満など、多岐にわたる苦情が寄せられている。同種の苦情の再発防止のため、その要因や対応策について検討を行う。</p>
検討方法	サービス部会10名程度（学識経験者・弁護士・特養施設長・被保険者代表等）年3回程度開催予定
所掌事項	(3) その他高齢者福祉事業及び介護保険事業に関して区長が必要と認める事項
検討事項	課題に応じて協議会で決定する。
検討方法	課題に応じて協議会で決定する。